

会長	事務局	主査	係

大府市農業委員会

第 718 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 718 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 6 月 23 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉 きみ子
15 番	大嶋 英二
16 番	神谷 登
17 番	鈴木千代子
18 番	竹内 敬三
19 番	富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

・農業委員会事務局職員

事務局長 深谷 一紀

事務局 下谷 敏信（会議書記）

花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 718 回）

令和 7 年 6 月 23 日

日 程	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条の規定による届出について	
3	報告 2	現況証明願について	
4	報告 3	農地改良届について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	報告 6	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 4	農用地利用集積等促進計画について（一括契約）	
12	議案 5	大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（農業経営改善計画）	
13	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	
14	議案 7	基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）	

- 事務局 定刻となりましたので、ただ今から第 718 回大府市農業委員会総会を開催いたします。大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長にお願いします。
- 議 長 ただいまから第 718 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員会におかれましては、6 番、大威千里委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、本日、農業委員会の在任委員 13 名中 12 名で過半数の委員にご出席をいただいております。従いまして、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。
- 議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めてまいります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。
それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1「会議書記の指名について」。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。
これにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 次に、日程第 2 報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から日程第 7 報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律 施行令第 10 条の「農業振興地域整備計画」に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 日程第 2 報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から、日程第 7 報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までをご説明いたします。
始めに、議案書 1 ページをご覧ください。日程第 2 報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。農地法第 5 条第 1 項第 6 号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出です。議案書 1 ページから 3 ページまでの 7 件の届出がありました。権利としては、申請番号 2 が使用貸借権、申請番号 5 が賃貸借権、その他 5 件は所有権移転です。転用目的は、申請番号 2 がグループホーム、申請番号 5 が駐車場及び資材置き場、申請番号 6 が宅地分譲で、その他 4 件は住宅でございます。
なお、報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。
次に、議案書 4 ページをご覧ください。日程第 3 報告第 2 号『現況証明願について』をご説明いたします。
申請のあった農地が、20 年以上前から非農地として利用されていることが公的な書面等で証明され、確認できたことをもって、申請者から証明願書が出されました。昭和 7 年から住宅として利用していることを確認し、非農地であると判断いたしました。

報告第2号につきましては、先月の地区協議会において担当地区委員に現地を確認していただいております、その後事務局専決で申請者に対し、証明書を交付したことをご報告申し上げます。

次に、議案書5ページをご覧ください。日程第4_報告第3号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなど農地改良がある場合に届け出るものです。1件の届出があり、受理をいたしました。本件は、以前にも届出があったもので、届出時の工事期間3か月を過ぎても工事が完了せず、期間を延長するため、新たに届出が提出されたものです。農業用施設を建築するためのもので、工事期間は令和7年5月2日から7月31日です。

なお、報告第3号の届出につきましては、5月2日に申請があり担当地区委員の方に現地をご確認いただき、事務局専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書6ページをご覧ください。日程第5報告第4号『農地法第3条の3の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るものです。議案書6ページから8ページまでの8件の届出があり、いずれも所有権移転によって農地の所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書9ページをご覧ください。日程第6報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するものです。1件の通知を受理いたしました。

それぞれ貸付人と借受人との間において、利用権における貸付内容の変更等のため合意解約をするものでございます。

次に、議案書10ページをご覧ください。日程第7報告第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』ご説明します。農振地域内において、施設等を設置することに当たり、その部分の用途区域を変更することについて、大府市から報告があったものです。別紙 参考資料「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」をご覧ください。申請地の場所については、参考資料37ページです。40ページは敷地内の配置計画となっております。内容は、米田町3丁目地内において、事業計画者が果樹の栽培に必要な農業用資材置場を設置するため、申請地の一部181.43㎡における農振地域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第8議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案書 11 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の申請についてご説明いたします。
農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。1 件の申請があり、地区協議会において、担当地区委員に現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。
申請番号 1 をご覧ください。申請事由として、譲受人が農業の規模を拡大するため、無償にて所有権移転し、新たに取得するものです。申請内容の詳細について確認し、いずれの譲受人も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断できます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
1 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。
(なし)
- 議 長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 9、議案第 2 号『農地法第 4 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書 12 ページをご覧ください。議案第 2 号『農地法第 4 条の規定による許可申請について』ご説明いたします。
市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会では審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。
本申請者は東海市に居住していますが、日頃営農する農地が大府市にあることから、効率的な営農を行うため、所有する農地を転用して農家住宅を建築するものです。区分の要件は、農用地が連続する一種農地であるものの、申請地周辺の東海市に居住しており、日常生活及び業務上必要な施設として農家住宅を建築するものです。申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、本申請は許可見込みありと判断することができます。令和 7 年 3 月には農振除外の議案としてご審議いただいております。また、令和 7 年 5 月には愛知県の農振除外に関する事前同意を得ております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、最終柵 で集水後対側の水路へ排水 するため、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に提出することに決定します。

次に、日程第10 議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』の6件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地法第5条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

議案書13ページから15ページの6件の申請があり、6月18日及び19日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。各申請について簡単に説明いたします。

申請番号1番から4番については、使用貸借による分家住宅の建築のための転用です。

次に、申請番号5番につきましては、有償による所有権移転で、資材置き場に転用するものです。最後に、申請番号6番につきましては、自宅までの進入路を拡幅するため農地の一部を有償にて購入し、進入路とするものです。

農地区分について説明します。申請番号5番につきましては、農地区分として一種農地と判断されますが、受人が業務上必要な施設として転用するものです。なお、その他の申請は二種農地に該当します。

以上、全ての案件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

申請番号1番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 1番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、雨水桝で集水し、既設の前面側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないもので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 次に申請番号2番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 2番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、雨水桝で集水し、敷地内側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないもので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

- 議 長 次に申請番号 3 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 3 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、雨水桝で集水し、既設道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさない
ので、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議 長 次に申請番号 4 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 4 番の申請地は、土地造成は切土と盛土をしますが、西側と北側の境
にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水は、
雨水桝で集水し、既設道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及
ぼさないで、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議 長 次に申請番号 5 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 5 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、敷地内で
集水し、既設側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、
特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議 長 次に申請番号 6 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 6 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、敷地内か
ら既設道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、
特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議 長 特に無いようですので、議案第 3 号を採決します。本申請を愛知県知
事に提出するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とする
ことに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は委員会の「意見なし」で愛知県知事
に提出することに決定します。
- 次に、日程第 11 議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画について（一
括契約）』の 7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案書 16 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画について（一括契約）」についてご説明いたします。
本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているもので、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。
議案書の申請番号 7272 から議案書 19 ページの 7278 までの 7 件です。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。なお、今回の議案についてはすべてが地域計画の目標地図における区域内のものとなっております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)
- 議 長 特にないようですので、議案第 4 号を採決します。原案のとおりで意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号は、原案のとおりとし、大府市に対し「意見なし」として回答することといたします。

次に、日程第 12、議案第 5 号『大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（農業経営改善計画）』を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書 20 ページをご覧ください。議案第 5 号「大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（農業経営改善計画）」をご説明いたします。別紙「農業経営改善計画意見聴取について（依頼）」をご覧ください。
本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見が求められているものです。なお、本件に関しましては、今回から議案として総会にお諮りし、委員からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
内容についてご説明いたします。今回の申請は 2 件あり、別紙にあります認定農業者の 5 年に 1 回の更新によるものです。いずれもこれまでの実績もあり、計画に基づき継続して営農を行っていくこととなっております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)
- 議 長 特にないようですので、議案第 5 号を採決します。原案のとおりで意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号は、原案のとおりとし、大府市に対し「意見なし」として回答することといたします。

次に、日程第 13 議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 21 ページをご覧ください。議案第 6 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）」をご説明いたします。本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見を求められているものです。3 件の申請がありました。内容につきましては、全員協議会にて説明したとおりで、農用地周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に替えることが困難な案件となります。申請箇所の担当する地区協議会において、過日現地を確認しております。

なお、全員協議会でご意見のありました 3 番の申請に関しましては、建設総務課より申請者に対し、駐車場整備工事に伴い周辺道路の損傷を防止するため、鉄板等で養生することを指導しています。また、工事完成後に大型車両を通行させる場合は、通行可能な舗装構成に改良するよう指示したことを報告させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。申請番号 1 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

担当地区委員 1 番の申出地 の農振除外後の農地区分は第 1 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法 の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用 に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題 はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はありませんか。

(なし)

議 長 次に申請番号 2 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 2 番の申出地 の農振除外後の農地区分は街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であることから第 3 種農地で、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 次に申請番号 3 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

担当地区委員 3 番の申出地の農振除外後の農地区分は、住宅や店舗などその他施設が 連たんしている区域にある農地で、概ね 10 h a 未満の第 2 種農地です。当該地周辺の東浦町の申請者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものとなることから、農地法の許可見込みはあります。農用地 の周辺部 であり、農業上の土地利用に支障を及 ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 特にないようですので、議案第 6 号を採決します。原案のとおりで意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 6 号は、原案のとおりとし、大府市に対し「意見なし」として回答することといたします。

次に、日程第 14 議案第 7 号『基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 22 ページをご覧ください。議案第 7 号「基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）」をご説明いたします。参考資料として、議案 21 ページ第 6 号及び、別紙「大府市地域計画」をご覧ください。

本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。

本議案は、今回が初めての案件となります。地域計画策定後に、農振地域内で地域計画の目標地図に位置づけられた農地が転用される際には、その目標地図から対象農地を除外する必要がある、その手続きにおいて、農業委員会の意見を求めるものとなっています。なお、委員会に諮る前には、事前に地域での話し合いを必要とするため、今後は、地区協議会において担当委員にご説明とご意見を伺うことで地域の話し合いとさせていただきますのでよろしくお願いします。

今回の議案は、先の議案第 6 号にある 1 番と 2 番の 2 件が対象となります。なお、対象地は先日の地区協議会において現地を確認していただいております。また、担当委員には説明とご意見を伺い地域の話し合いを行ったことをご報告させていただきます。なお、3 番に関しましては、目標地図の区域外のため、該当していないのでよろしくお願いいたします。

以上、目標地図から除外することに関してご意見をいただきたいと思っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 特にないようですので、議案第 7 号を採決します。原案のとおりで意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 7 号は、原案のとおりとし、大府市に対し「意見なし」として回答することといたします。

以上で全すべての審議が終了いたしました。

これを持ちまして、第 718 回大府市農業委員会総会を閉会します。